

## 令和3年度第1回富良野市中小企業振興促進審議会議事録

日 時) 令和3年8月19日(木) 午前11時00分～午前11時55分

場 所) コンシェルジュフラノ 2F 大ホール

出席委員) 平沢幸雄、大玉英史、杉谷久己、吉田幸生、倉西裕明、沖田太一

事務局) 川上部長、本田課長、上堀主幹、奥田係長

### 1. 開会(上堀主幹)

- ・ 本日は、審議委員10人中6人が出席をいただいている。富良野市中小企業振興条例施行規則第16条の規定に基づき、会議が成立していることを報告する。

### 2. 辞令交付(推薦団体の役員改選に伴う)

### 3. 市長挨拶(代理:川上経済部長)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の再拡大により富良野市内の経済も大変厳しい状況。宿泊業では2～3割程度の入込、飲食店の休業も見受けられ、関連する業種も非常に大きな影響を受けている。
- ・ イベント開催についてもオンライン開催や延期・中止が続いており、非常に厳しい状況。観光のまちとして、他自治体と比べても打撃が大きく、今後も長期化が予測され、中小企業にとって大変厳しい状況が続いている。
- ・ 本審議会における今回の開催目的は、新型コロナウイルス感染症の経済対策として、市の融資制度の拡充についてお諮りし方向性を決めていくものであるが、9月議会に向け、他の経済対策についても検討しながら、地元企業を潰すことなく、何とかこの困難を乗り越えたいと考えている。

### 4. 会長挨拶

(平沢会長)

- ・ 新委員の方におかれましては色々な観点からご意見頂きたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中でも、あらためて気持ちを一つにして、しっかり経済を回していかなければならない。
- ・ 地域で後押しできるような、市民の生活にとって明日に繋がるような施策議論を行う審議会となるよう、積極的な意見をお願いしたい。

### 5. 議 事

【議案第1号 富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について

(富良野市融資制度改正について)】

(事務局より説明、以下質疑のみ記載)

経営安定サポート資金の対象者について

(杉谷委員)

- ・ セーフティネット・危機関連保証制度対応型と伴走支援型特別保証制度対応型における売上高等減少率が違う根拠は？

(事務局)

- ・ 基本的な考え方として、売上高等減少率については、本年9月末までの運用となる「新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う富良野市融資制度の特別措置」における認定要件を踏襲している。一方で、伴走支援型特別保証制度対応型については、国の全国統一保証制度に対応したものであり、国の伴走支援型特別保証制度要綱に定められた売上高等減少率を適用している。

(杉谷委員)

- ・ 危機関連保証の認定は誰が行うのか？経営行動計画書とはどのようなものか？

(事務局)

- ・ 危機関連保証の認定については、セーフティネット保証の認定も含め、市が認定を行う。また、経営行動計画書については、国の伴走支援型特別保証制度要綱で定められた所定の様式を使用し、金融機関との対話を通じて作成していくこととなる。

#### 経営安定サポート資金の取扱期間について

(大玉委員)

- ・ 昨今の新型コロナウイルス感染症の状況から見ると、早期に経済が改善される要素は無く、商工業の部分においては、経済が前向きになるような状況を見据えない中で、取扱期限が今年度末までとなる融資制度を利用する事業者が果たしてどれだけいるのか？3年間の利子全額補給や5年間の据置期間など、制度として有用なことは理解するが、時限的と言いつつも、多少先延ばし、経済の上向きな兆候が見えるまでは制度として残すべきではないか？

(事務局)

- ・ この制度提案に至った経過と考え方については、昨年からの国・道の実質無利子・無担保制度融資が今春で終了し、その後の金融制度の状況についても注視しながら、市として対応を検討してきたところである。これまで市では、今年9月末まで中小企業振興資金の限度額を嵩上げする措置を講じてきたが、10月以降の対応について検討した制度案が本制度案である。加えて、コロナ禍による経済的な影響が長期化するのではというご指摘については、こちらとしても令和6年度までインバウンドの回復は見込めないものと考えており、商工業に対する影響はまだまだ長期化するものと認識している。この伴走支援型特別保証制度対応型の取扱期限が今年度末までとしている理由は、国の全国統一保証制度に対応したものであることから同様の期限を設定しているところであるが、新型コロナウイルスによる経済への影響は長期化しており、対応する国の制度が延長となれば、当然ながら市制度融資も連動させたいと考えている。

#### 答申について

(平沢会長)

- ・ 他にご意見が無いようであれば、今回の制度改正について、この素案のとおり答申することよろしいか。

(委員全員了承)

(平沢会長)

- ・ それでは本審議会の審議を経て、改正案のとおり答申することとする。

## 6. その他

(大玉委員)

- ・ 経済部だけではなく市全体の中で、地域経済を活性化させていくような施策があつて初めて、潤滑油的な市融資制度も活用されていくのではないかと？視点を改めて、民間を上手く活用していく、サポートしていく、建設水道部のような補助制度とも連動を図りながら地域経済をまわしていく取り組みが必要。

(倉西委員)

- ・ 大幅な赤字決算の事業者が増えている。伴走支援型の話も出ていたが、アクションプランの着手が一番と各金融機関も考えている。ニューマネーの調達が困難な場合でも、条件変更を含めたキャッシュフローの改善について対応していく。

(吉田委員)

- ・ 高齢者の外出自粛・購買減により、商店街全体がかなり厳しい状況。市内の経済循環を官民一体となって考えていかなければならない。

(杉谷委員)

- ・ 他の経済対策についても早い時期に的確な実行をお願いしたい。

(事務局)

- ・ 中小企業振興総合補助金の来年度へ向けた制度改正については、現在市内部で検討中であり、改めて審議会を開催させていただきたい。

(平沢会長)

- ・ 本審議会については、これで閉会とします。

## 7. 閉会（午前 11 時 55 分終了）